

芦総人第1290-1号
令和6年11月1日

芦屋市現業労働組合
執行委員長 吉田 裕 祈 様

芦屋市長 高 島 峻 輔



給与等の改定について (回答)

2024年10月24日付け文書で要求のあった標記の件について、次のとおり回答する。

記

- 1 一般職及び暫定再任用職員等の給料について
現行どおりとする。
- 2 期末手当・勤勉手当について
別途回答する。
- 3 その他の要求について
上記1及び2を除くその他の要求については、別途口頭回答する。
- 4 給料表の改定について
技能職給料表については別紙1のとおり、国において「一般職の職員の給与に関する法律」が改正された後に改定し、実施時期は令和6年4月1日とする。

以 上

別紙1 技能職給料表新旧対照表

号給	1 級				2 級				3 級				4 級			
	現行	改定額		引上額	現行	改定額		引上額	現行	改定額		引上額	現行	改定額		引上額
	給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差	
1	160,900	181,300	1,300	20,400	210,900	234,900	1,800	24,000	258,700	275,300	900	16,600	284,900	297,700	1,500	12,800
2	162,100	182,600	1,300	20,500	212,000	236,700	900	24,700	259,900	276,200	900	16,300	286,500	299,200	1,500	12,700
3	163,300	183,900	1,500	20,600	213,200	237,600	1,000	24,400	261,100	277,100	900	16,000	287,900	300,700	1,400	12,800
4	164,600	185,400	1,400	20,800	214,300	238,600	1,000	24,300	262,200	278,000	800	15,800	289,800	302,100	1,400	12,300
5	165,900	186,800	1,400	20,900	215,600	239,600	600	24,000	263,000	278,800	800	15,800	291,600	303,500	1,400	11,900
6	167,100	188,200	1,300	21,100	216,200	240,200	900	24,000	264,300	279,600	800	15,300	293,200	304,900	1,300	11,700
7	168,300	189,500	1,500	21,200	216,900	241,100	700	24,200	265,400	280,400	800	15,000	294,900	306,200	1,300	11,300
8	169,700	191,000	1,500	21,300	217,400	241,800	800	24,400	266,300	281,200	800	14,900	296,500	307,500	1,300	11,000
9	171,000	192,500	1,500	21,500	218,100	242,600	600	24,500	267,000	282,000	800	15,000	298,100	308,800	1,300	10,700
10	172,300	194,000	1,900	21,700	219,500	243,200	700	23,700	268,000	282,800	700	14,800	299,600	310,100	1,300	10,500
11	173,900	195,900	1,800	22,000	220,800	243,900	700	23,100	269,000	283,500	700	14,500	301,200	311,400	1,200	10,200
12	175,400	197,700	2,100	22,300	222,000	244,600	1,100	22,600	269,900	284,200	700	14,300	302,900	312,600	1,200	9,700
13	176,900	199,800	2,000	22,900	223,100	245,700	1,400	22,600	270,500	284,900	700	14,400	304,200	313,800	1,200	9,600
14	178,400	201,800	2,000	23,400	224,200	247,100	1,000	22,900	271,400	285,600	700	14,200	305,800	315,000	1,200	9,200
15	179,800	203,800	2,000	24,000	225,000	248,100	700	23,100	272,000	286,300	600	14,300	307,400	316,200	1,200	8,800
16	181,300	205,800	1,900	24,500	226,000	248,800	600	22,800	272,700	286,900	600	14,200	308,200	317,400	1,100	9,200
17	182,800	207,700	1,900	24,900	227,100	249,400	700	22,300	273,400	287,500	600	14,100	309,300	318,500	1,100	9,200
18	184,300	209,600	1,800	25,300	228,500	250,100	600	21,600	274,400	288,100	600	13,700	310,500	319,600	1,100	9,100
19	186,000	211,400	1,800	25,400	229,800	250,700	1,000	20,900	275,400	288,700	600	13,300	311,900	320,700	1,100	8,800
20	187,800	213,200	1,600	25,400	231,000	251,700	1,000	20,700	276,300	289,300	600	13,000	313,400	321,800	1,100	8,400
21	189,600	214,800	1,700	25,200	232,300	252,700	1,200	20,400	276,900	289,900	600	13,000	314,700	322,900	1,100	8,200
22	191,300	216,500	1,700	25,200	233,700	253,900	1,100	20,200	277,800	290,500	500	12,700	316,000	324,000	1,100	8,000
23	192,900	218,200	1,700	25,300	235,100	255,000	1,000	19,900	278,800	291,000	500	12,200	317,400	325,100	1,100	7,700
24	194,600	219,900	1,600	25,300	236,200	256,000	800	19,800	279,800	291,500	500	11,700	318,600	326,200	1,100	7,600
25	196,300	221,500	1,500	25,200	237,000	256,800	800	19,800	280,600	292,000	500	11,400	320,000	327,300	1,100	7,300
26	197,900	223,000	1,300	25,100	237,500	257,600	700	20,100	281,400	292,500	500	11,100	321,400	328,400	1,100	7,000
27	199,300	224,300	1,200	25,000	238,100	258,300	700	20,200	282,200	293,000	400	10,800	322,800	329,500	1,100	6,700
28	200,800	225,500	1,400	24,700	238,600	259,000	900	20,400	283,100	293,400	400	10,300	324,100	330,600	1,100	6,500
29	202,100	226,900	1,100	24,800	239,500	259,900	800	20,400	283,800	293,800	400	10,000	325,600	331,700	1,100	6,100
30	203,500	228,000	900	24,500	240,600	260,700	500	20,100	284,500	294,200	400	9,700	326,900	332,800	1,000	5,900
31	204,700	228,900	1,100	24,200	241,600	261,200	300	19,600	285,100	294,600	400	9,500	328,100	333,800	1,000	5,700
32	206,200	230,000	900	23,800	242,300	261,500	300	19,200	285,600	295,000	400	9,400	329,100	334,800	1,000	5,700
33	207,100	230,900	800	23,800	243,400	261,800	500	18,400	286,300	295,400	400	9,100	330,400	335,800	1,000	5,400
34	208,100	231,700	1,200	23,600	244,600	262,300	500	17,700	287,100	295,800	400	8,700	331,500	336,800	1,000	5,300
35	208,800	232,900	800	24,100	245,800	262,800	700	17,000	288,000	296,200	400	8,200	332,600	337,800	1,000	5,200
36	209,800	233,700	1,000	23,900	246,800	263,500	700	16,700	288,700	296,600	400	7,900	333,800	338,800	1,000	5,000

別紙1 技能職給料表新旧対照表

号給	1 級				2 級				3 級				4 級			
	現行	改定額		引上額	現行	改定額		引上額	現行	改定額		引上額	現行	改定額		引上額
	給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差	
37	211,100	234,700	700	23,600	247,800	264,200	600	16,400	289,400	297,000	500	7,600	335,000	339,800	1,000	4,800
38	212,300	235,400	700	23,100	248,800	264,800	900	16,000	290,300	297,500	500	7,200	336,200	340,800	1,000	4,600
39	213,200	236,100	600	22,900	250,000	265,700	1,100	15,700	291,100	298,000	600	6,900	337,300	341,800	1,000	4,500
40	214,400	236,700	600	22,300	250,900	266,800	900	15,900	291,800	298,600	600	6,800	338,500	342,800	1,000	4,300
41	215,200	237,300	600	22,100	251,900	267,700	600	15,800	292,700	299,200	600	6,500	339,500	343,800	1,000	4,300
42	215,800	237,900	600	22,100	253,200	268,300	500	15,100	293,600	299,800	600	6,200	340,600	344,800	1,000	4,200
43	216,700	238,500	600	21,800	254,300	268,800	600	14,500	294,600	300,400	600	5,800	341,700	345,800	1,000	4,100
44	217,500	239,100	600	21,600	255,200	269,400	700	14,200	295,400	301,000	600	5,600	342,800	346,800	1,000	4,000
45	218,500	239,700	700	21,200	256,200	270,100	900	13,900	296,000	301,600	600	5,600	343,600	347,800	1,000	4,200
46	219,300	240,400	600	21,100	257,300	271,000	900	13,700	296,900	302,200	600	5,300	344,600	348,800	1,000	4,200
47	220,000	241,000	500	21,000	258,400	271,900	900	13,500	297,800	302,800	600	5,000	345,600	349,800	1,000	4,200
48	221,200	241,500	500	20,300	259,400	272,800	800	13,400	298,400	303,400	600	5,000	346,600	350,800	1,000	4,200
49	222,000	242,000	500	20,000	260,200	273,600	800	13,400	299,200	304,000	600	4,800	347,700	351,800	1,000	4,100
50	223,200	242,500	500	19,300	261,200	274,400	700	13,200	300,000	304,600	600	4,600	348,700	352,800	1,000	4,100
51	224,200	243,000	500	18,800	262,100	275,100	700	13,000	300,900	305,200	600	4,300	349,600	353,800	900	4,200
52	225,300	243,500	700	18,200	263,100	275,800	400	12,700	301,800	305,800	600	4,000	350,600	354,700	900	4,100
53	226,200	244,200	500	18,000	263,400	276,200	400	12,800	302,400	306,400	700	4,000	351,600	355,600	900	4,000
54	227,200	244,700	500	17,500	264,400	276,600	500	12,200	303,200	307,100	700	3,900	352,500	356,500	900	4,000
55	228,200	245,200	500	17,000	265,300	277,100	400	11,800	304,000	307,800	700	3,800	353,200	357,400	900	4,200
56	229,100	245,700	500	16,600	266,200	277,500	600	11,300	304,800	308,500	700	3,700	354,100	358,300	900	4,200
57	230,000	246,200	500	16,200	267,200	278,100	600	10,900	305,500	309,200	700	3,700	355,000	359,200	900	4,200
58	230,100	246,700	500	16,600	268,300	278,700	700	10,400	306,300	309,900	700	3,600	355,900	360,100	900	4,200
59	231,000	247,200	500	16,200	269,300	279,400	700	10,100	307,100	310,600	700	3,500	356,700	361,000	800	4,300
60	232,100	247,700	500	15,600	270,300	280,100	700	9,800	307,700	311,300	700	3,600	357,600	361,800	800	4,200
61	233,100	248,200	500	15,100	271,300	280,800	700	9,500	308,100	312,000	700	3,900	358,400	362,600	800	4,200
62	234,100	248,700	500	14,600	272,200	281,500	500	9,300	308,800	312,700	700	3,900	359,200	363,400	800	4,200
63	234,900	249,200	500	14,300	273,000	282,000	600	9,000	309,500	313,400	700	3,900	360,000	364,200	800	4,200
64	235,800	249,700	500	13,900	274,000	282,600	500	8,600	310,200	314,100	600	3,900	360,700	365,000	800	4,300
65	236,700	250,200	500	13,500	274,800	283,100	700	8,300	310,900	314,700	600	3,800	361,500	365,800	700	4,300
66	237,500	250,700	500	13,200	275,700	283,800	600	8,100	311,500	315,300	600	3,800	362,200	366,500	700	4,300
67	238,700	251,200	500	12,500	276,700	284,400	500	7,700	312,100	315,900	600	3,800	363,000	367,200	700	4,200
68	239,500	251,700	500	12,200	277,200	284,900	300	7,700	312,700	316,500	600	3,800	363,800	367,900	700	4,100
69	240,300	252,200	500	11,900	278,100	285,200	400	7,100	313,000	317,100	600	4,100	364,500	368,600	700	4,100
70	241,400	252,700	500	11,300	278,900	285,600	400	6,700	313,500	317,700	600	4,200	365,000	369,300	700	4,300
71	242,100	253,200	500	11,100	279,500	286,000	500	6,500	314,000	318,300	600	4,300	365,800	370,000	700	4,200
72	243,100	253,700	500	10,600	280,400	286,500	400	6,100	314,500	318,900	500	4,400	366,500	370,700	700	4,200

別紙1 技能職給料表新旧対照表

号給	1 級				2 級				3 級				4 級			
	現行	改定額		引上額	現行	改定額		引上額	現行	改定額		引上額	現行	改定額		引上額
	給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差	
73	244,000	254,200	500	10,200	281,300	286,900	500	5,600	314,800	319,400	500	4,600	367,200	371,400	700	4,200
74	244,700	254,700	400	10,000	282,000	287,400	600	5,400	315,300	319,900	400	4,600	368,000	372,100	700	4,100
75	245,700	255,100	400	9,400	282,800	288,000	400	5,200	315,800	320,300	400	4,500	368,700	372,800	700	4,100
76	246,400	255,500	400	9,100	283,400	288,400	700	5,000	316,200	320,700	400	4,500	369,500	373,500	700	4,000
77	247,300	255,900	400	8,600	284,200	289,100	400	4,900	316,400	321,100	300	4,700	370,300	374,200	800	3,900
78	248,200	256,300	400	8,100	284,700	289,500	300	4,800	316,700	321,400	300	4,700	371,100	375,000	800	3,900
79	249,100	256,700	400	7,600	285,300	289,800	300	4,500	317,100	321,700	300	4,600	371,800	375,800	800	4,000
80	249,900	257,100	400	7,200	285,900	290,100	600	4,200	317,500	322,000	300	4,500	372,600	376,600	800	4,000
81	250,700	257,500	400	6,800	286,700	290,700	500	4,000	317,900	322,300	300	4,400	373,300	377,400	800	4,100
82	251,400	257,900	600	6,500	287,400	291,200	500	3,800	318,300	322,600	300	4,300	374,100	378,200	800	4,100
83	251,900	258,500	400	6,600	288,100	291,700	200	3,600	318,700	322,900	300	4,200	374,800	379,000	800	4,200
84	252,800	258,900	400	6,100	288,600	291,900	500	3,300	319,100	323,200	300	4,100	375,600	379,800	800	4,200
85	253,700	259,300	700	5,600	289,400	292,400	400	3,000	319,400	323,500	300	4,100	376,400	380,600	800	4,200
86	254,500	260,000	400	5,500	289,900	292,800	600	2,900	319,800	323,800	300	4,000	377,200	381,400	800	4,200
87	255,300	260,400	400	5,100	290,500	293,400	500	2,900	320,200	324,100	300	3,900	377,900	382,200	800	4,300
88	256,000	260,800	400	4,800	291,000	293,900	500	2,900	320,500	324,400	300	3,900	378,700	383,000	800	4,300
89	256,600	261,200	400	4,600	291,400	294,400	500	3,000	320,700	324,700	300	4,000	379,500	383,800	800	4,300
90	257,500	261,600	400	4,100	291,900	294,900	700	3,000	321,000	325,000	300	4,000	380,300	384,600	700	4,300
91	258,300	262,000	400	3,700	292,500	295,600	500	3,100	321,300	325,300	300	4,000	381,000	385,300	700	4,300
92	259,000	262,400	400	3,400	293,100	296,100	600	3,000	321,700	325,600	300	3,900	381,800	386,000	700	4,200
93	259,500	262,800	400	3,300	293,600	296,700	600	3,100	321,800	325,900	300	4,100	382,500	386,700	700	4,200
94	260,100	263,200	500	3,100	294,200	297,300	600	3,100	322,200	326,200	300	4,000	383,300	387,400	700	4,100
95	260,600	263,700	400	3,100	294,700	297,900	500	3,200	322,600	326,500	300	3,900	384,000	388,100	700	4,100
96	261,100	264,100	400	3,000	295,300	298,400	400	3,100	322,900	326,800	300	3,900	384,800	388,800	700	4,000
97	261,200	264,500	400	3,300	295,600	298,800	400	3,200	323,200	327,100	300	3,900	385,600	389,500	700	3,900
98	261,400	264,900	400	3,500	296,000	299,200	600	3,200	323,600	327,400	300	3,800	386,300	390,200	700	3,900
99	261,600	265,300	400	3,700	296,500	299,800	300	3,300	323,900	327,700	300	3,800	387,100	390,900	700	3,800
100	262,000	265,700	400	3,700	296,800	300,100	600	3,300	324,300	328,000	300	3,700	387,800	391,600	700	3,800
101	262,500	266,100	500	3,600	297,300	300,700	500	3,400	324,500	328,300	300	3,800	388,600	392,300		3,700
102	263,100	266,600	400	3,500	297,800	301,200	400	3,400	324,800	328,600	300	3,800				
103	263,200	267,000	400	3,800	298,200	301,600	500	3,400	325,200	328,900	300	3,700				
104	263,600	267,400	400	3,800	298,700	302,100	400	3,400	325,600	329,200	300	3,600				
105	264,100	267,800	400	3,700	299,000	302,500	500	3,500	325,800	329,500	300	3,700				
106	264,300	268,200	400	3,900	299,500	303,000	500	3,500	326,200	329,800	300	3,600				
107	264,500	268,600	400	4,100	300,000	303,500	400	3,500	326,600	330,100	300	3,500				
108	264,800	269,000	500	4,200	300,400	303,900	300	3,500	327,000	330,400	300	3,400				

別紙1 技能職給料表新旧対照表

号給	1 級				2 級				3 級				4 級			
	現行 給料月額	改定額 給料月額	間差	引上額	現行 給料月額	改定額 給料月額	間差	引上額	現行 給料月額	改定額 給料月額	間差	引上額	現行 給料月額	改定額 給料月額	間差	引上額
109	264,900	269,500	400	4,600	300,700	304,200	400	3,500	327,100	330,700	300	3,600				
110	265,300	269,900	500	4,600	301,100	304,600	400	3,500	327,500	331,000	300	3,500				
111	265,700	270,400	500	4,700	301,500	305,000	400	3,500	327,900	331,300	300	3,400				
112	266,100	270,900	600	4,800	301,900	305,400	400	3,500	328,300	331,600	300	3,300				
113	266,500	271,500	500	5,000	302,300	305,800	300	3,500	328,500	331,900	300	3,400				
114	266,700	272,000	300	5,300	302,600	306,100	400	3,500	328,900	332,200	300	3,300				
115	267,000	272,300	300	5,300	303,000	306,500	200	3,500	329,200	332,500	300	3,300				
116	267,400	272,600	300	5,200	303,300	306,700	400	3,400	329,600	332,800	300	3,200				
117	267,700	272,900	300	5,200	303,700	307,100	300	3,400	329,800	333,100	300	3,300				
118	268,100	273,200	300	5,100	304,000	307,400	300	3,400	330,200	333,400	300	3,200				
119	268,500	273,500	300	5,000	304,300	307,700	400	3,400	330,600	333,700	300	3,100				
120	268,800	273,800	300	5,000	304,700	308,100	300	3,400	331,000	334,000	300	3,000				
121	269,200	274,100	300	4,900	305,000	308,400	300	3,400	331,100	334,300	300	3,200				
122	269,300	274,400	300	5,100	305,300	308,700	300	3,400	331,500	334,600	300	3,100				
123	269,500	274,700	300	5,200	305,600	309,000	300	3,400	331,900	334,900	300	3,000				
124	269,700	275,000	300	5,300	305,900	309,300	200	3,400	332,300	335,200	300	2,900				
125	269,900	275,300	300	5,400	306,100	309,500	400	3,400	332,400	335,500	300	3,100				
126	270,300	275,600	300	5,300	306,500	309,900	300	3,400	332,800	335,800	300	3,000				
127	270,400	275,900	200	5,500	306,800	310,200	300	3,400	333,200	336,100	300	2,900				
128	270,700	276,100	200	5,400	307,100	310,500	200	3,400	333,500	336,400	300	2,900				
129	271,000	276,300	200	5,300	307,300	310,700	300	3,400	333,800	336,700		2,900				
130	271,200	276,500	200	5,300	307,600	311,000	300	3,400								
131	271,500	276,700	200	5,200	307,900	311,300	400	3,400								
132	271,800	276,900	200	5,100	308,300	311,700	200	3,400								
133	272,000	277,100	200	5,100	308,500	311,900		3,400								
134	272,300	277,300	300	5,000												
135	272,600	277,600	200	5,000												
136	272,800	277,800	300	5,000												
137	273,100	278,100		5,000												
暫定再 任用職員等	205,700	209,000		3,300	224,200	227,500		3,300	245,000	248,600		3,600	275,700	279,800		4,100

芦総人第1290-2号
令和6年11月1日

芦屋市現業労働組合
執行委員長 吉田 裕 祈 様

芦屋市長 高 島 峻 輔



令和6年12月期の期末・勤勉手当等について（回答）

2024年10月24日付け文書で要求のあった標記の件について、次のとおり回答する。

記

1 令和6年12月期の期末・勤勉手当について

(1) 支給月数

ア 暫定再任用職員等以外の職員 期末手当1.225月 勤勉手当1.025月

イ 暫定再任用職員 期末手当0.6875月 勤勉手当0.4875月

(2) 支給基準及び支給日

別紙1及び別紙2のとおり

2 期末・勤勉手当の追加支給について

上記1の期末・勤勉手当の支給月数については、国において「一般職の職員の給与に関する法律」が改正された後に、次の支給月数に改定し、増加する月数分の期末・勤勉手当を追加支給する。

(1) 暫定再任用職員等以外の職員 期末手当1.275月 勤勉手当1.075月

(2) 暫定再任用職員等 期末手当0.7125月 勤勉手当0.5125月

3 令和7年度以降の6月期及び12月期の期末・勤勉手当の支給月数については次のとおりとする。

(1) 暫定再任用職員等以外の職員 期末手当1.250月 勤勉手当1.050月

(2) 暫定再任用職員等 期末手当0.70月 勤勉手当0.50月

以上

別紙 1

令和 6 年 1 2 月 1 日に在職する職員に支給する 期末手当及び勤勉手当の支給基準

芦屋市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員について、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 22 条及び第 22 条の 4、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則第 20 条並びに芦屋市技能職員の給与に関する規則第 11 条の規定に基づき、次のとおり期末手当及び勤勉手当を支給する。

ただし、暫定再任用職員等については、別に定める「令和 6 年 1 2 月 1 日に在職する暫定再任用職員等に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準」によるものとする。

1 支給対象者

期末手当及び勤勉手当の支給を受ける職員は、令和 6 年 1 2 月 1 日（以下「基準日」という。）に在職する支給制限を受けていない職員（基準日前 1 月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 無給休職者
- (2) 停職者
- (3) 育児休業職員のうち、芦屋市職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業条例」という。）第 5 条の 2 に規定する職員以外の職員
- (4) 配偶者同行休業をしている職員

2 支給額

期末手当及び勤勉手当の支給額は、次の各号に掲げる算式により算出した額に、第 4 項及び第 5 項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 期末手当
支給額＝支給基礎額×1.225
- (2) 勤勉手当
支給額＝支給基礎額×1.025

3 支給基礎額

期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる支給基礎額は、基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額、扶養手当及び地域手当を基準として、次の各号に掲げる算式により算出した額とする。

- (1) 技能職給料表適用者
ア 職務の級が 4 級の職員

(給料月額+扶養手当+地域手当①)
+ (給料月額+地域手当②) × 0. 1

イ 職務の級が3級の職員

(給料月額+扶養手当+地域手当①)
+ (給料月額+地域手当②) × 0. 05

ウ 職務の級が2級の職員及び1級の職員

給料月額+扶養手当+地域手当①

(2) 前号に規定するもののうち、給料月額、扶養手当及び地域手当の額は、次のとおりとする。

ア 給料月額

基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料月額。ただし、前号に規定するもののうち、平成19年3月31日に受けていた給料月額と平成26年3月31日に受けていた給料月額のうち、いずれか多い額に達しないこととなる職員については、給料月額のほか、その額との差額に相当する額とする。

イ 扶養手当

子については10,000円、その他の扶養親族はそれぞれ6,500円とする。(特定期間内にある子がいる場合については、当該子1人につき5,000円を加算する。)

ウ 地域手当①

(給料月額+扶養手当) × 0. 15

エ 地域手当②

給料月額 × 0. 15

4 期末手当の支給割合

(1) 期末手当の支給割合は、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合とする。

ア	在職期間が6月の場合	100%
イ	〃 5月以上6月未満の場合	90%
ウ	〃 4月以上5月未満の場合	80%
エ	〃 3月以上4月未満の場合	65%
オ	〃 2月以上3月未満の場合	50%
カ	〃 1月以上2月未満の場合	35%
キ	〃 1月未満の場合	30%
ク	〃 ない場合	0

(2) 前号に規定する「在職期間」とは、給与条例の適用により給与の支給を受ける職員として在職した期間とする。

(3) 前号の在職期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

ア 育児休業をしている職員(次に掲げる育児休業を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間

- ① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
- ② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
- イ 育児短時間勤務をしている職員として在職した期間については、短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間の2分の1の期間
- ウ 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

5 勤勉手当の支給割合

- (1) 勤勉手当の支給割合は、基準日以前6月以内の期間においてその者が勤務した期間に応じて、次に掲げる割合とする。

ア	勤務した期間が6月の場合	100%
イ	5月以上6月未満の場合	90%
ウ	4月以上5月未満の場合	80%
エ	3月以上4月未満の場合	70%
オ	2月以上3月未満の場合	60%
カ	1月以上2月未満の場合	45%
キ	15日以上1月未満の場合	30%
ク	15日未満の場合	10%
ケ	ない場合	0

- (2) 前号に規定する「勤務した期間」とは、給与条例の適用により給与の支給を受ける職員として在職した期間とする。

- (3) 前号の勤務した期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- ア 休職の期間（公務上又は通勤上の負傷、疾病による休職の期間を除く。）
- イ 私傷病療養休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- ウ 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間

- ① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
- ② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

- エ 育児短時間勤務をしている職員として在職した期間については、短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間
 - オ 部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、部分休業を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）
 - カ 介護休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - キ 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、介護時間を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）
 - ク 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その全期間
- (4) 基準日以前6月以内の期間において給与条例第15条の規定により給与を減額された職員（欠勤者）の勤勉手当は、前3号の規定を適用して得た額から、その額に給与を減額された日1日につき180分の1を乗じて得た額を減額した額とする。

6 支給日

期末手当及び勤勉手当の支給日は、令和6年12月10日（火）とする。

以 上

別紙 2

令和 6 年 1 2 月 1 日に在職する暫定再任用職員等に 支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準

芦屋市職員の定年等に関する条例第 1 2 条並びに令和 4 年改正条例附則第 4 条及び 6 条の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員等」という。）について、給与条例第 2 2 条及び第 2 2 条の 4、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則第 2 0 条並びに芦屋市技能職員の給与に関する規則第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり期末手当及び勤勉手当を支給する。

1 支給対象者

期末手当及び勤勉手当の支給を受ける暫定再任用職員等は、令和 6 年 1 2 月 1 日（以下「基準日」という。）に在職する支給制限を受けていない職員（基準日前 1 月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 無給休職者
- (2) 停職者

2 支給額

期末手当及び勤勉手当の支給額は、次の各号に掲げる算式により算出した額に、第 4 項及び第 5 項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 期末手当
支給額＝支給基礎額×0. 6 8 7 5
- (2) 勤勉手当
支給額＝支給基礎額×0. 4 8 7 5

3 支給基礎額

期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる支給基礎額は、基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額（教職調整額を含む。）及び地域手当を基準として、次に掲げる算式により算出した額とする。

- (1) 暫定再任用職員等
 - ア 職務の級が 4 級及び 3 級の職員
(給料月額＋地域手当) ＋ (給料月額＋地域手当) × 0. 1 0
 - イ 職務の級が 2 級の職員
給料月額＋地域手当

(2) 給料月額及び地域手当の額は、次のとおりとする。

ア 給料月額

基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）の給料月額。

イ 地域手当

給料月額×0.15

4 期末手当の支給割合

(1) 期末手当の支給割合は、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合とする。

ア	在職期間が6月の場合	100%
イ	5月以上6月未満の場合	90%
ウ	4月以上5月未満の場合	80%
エ	3月以上4月未満の場合	65%
オ	2月以上3月未満の場合	50%
カ	1月以上2月未満の場合	35%
キ	1月未満の場合	30%
ク	ない場合	0

(2) 前号に規定する「在職期間」とは、給与条例の適用により給与の支給を受ける職員として在職した期間とし、定年退職前の「在職期間」は、通算する。

(3) 前号の在職期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

ア 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間

① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

イ 育児短時間勤務をしている職員として在職した期間については、短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間の2分の1の期間

ウ 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

5 勤勉手当の支給割合

(1) 勤勉手当の支給割合は、基準日以前6月以内の期間においてその者が勤務した期間に応じて、次に掲げる割合とする。

ア	勤務した期間が6月の場合	100%
イ	〃 5月以上6月未満の場合	90%
ウ	〃 4月以上5月未満の場合	80%
エ	〃 3月以上4月未満の場合	70%
オ	〃 2月以上3月未満の場合	60%
カ	〃 1月以上2月未満の場合	45%
キ	〃 15日以上1月未満の場合	30%
ク	〃 15日未満の場合	10%
ケ	〃 ない場合	0

(2) 前号に規定する「勤務した期間」とは、給与条例の適用により給与の支給を受ける職員として在職した期間とし、定年退職前の「勤務した期間」は、通算する。

(3) 前号の在職期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

ア 休職の期間（公務上又は通勤上の負傷、疾病による休職の期間を除く。）

イ 私傷病療養休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日に1週間当たりの勤務時間を38.75で除した割合を乗じて得た日数を超える場合には、その勤務しなかった全期間

ウ 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間

① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

エ 育児短時間勤務をしている職員として在職した期間については、短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間

オ 部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日に1週間当たりの勤務時間を38.75で除した割合を乗じて得た日数を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、部分休業を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

カ 介護休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日に1週間当たりの勤務時間を38.75で除した割合を乗じて得た日数を超える場合には、その勤務しなかった全期間

キ 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日に1週間当たりの勤務時間を38.75で除した割合を乗じて得た日数を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、介護時間を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

ク 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その全期間

(4) 基準日以前6月以内の期間において給与条例第15条の規定により給与を減額された

職員（欠勤者）の勤勉手当は、前3号の規定を適用して得た額から、その額に給与を減額された日1日につき180分の1に38.75を1週間当たりの勤務時間で除した割合を乗じて得た割合を乗じて得た額を減額した額とする。

6 支給日

期末手当及び勤勉手当の支給日は、令和6年12月10日（火）とする。

以 上